

「古川橋駅北地区（門真市石原町・大倉町）のまちづくりに関する説明会」を開催しました

令和5年11月から令和6年1月にかけて、実施しました、古川橋駅北地区（石原町・大倉町）のまちづくりに関するアンケート調査につきまして、皆様方のご協力のもとご回答いただき、誠にありがとうございました。そのアンケート調査を踏まえ、本地区で実施予定の土地区画整理事業に関する説明会を開催しました。

開催概要

- 【日時】令和6年2月13日（火）18～19時
- 【参加人数】47人 ※石原北・大倉西地区区域内の土地・建物所有者及びその親族等
- 【場所】門真市役所 別館3階 第3会議室

説明内容

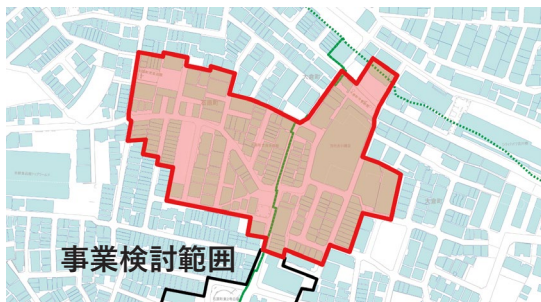
1. 密集市街地について
2. 地区の現況や課題について
3. 土地区画整理事業について
4. 事業に伴う補償について
5. 今後のスケジュールについて
6. 質疑応答

土地区画整理事業とは

道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備することにより、土地の区画を整え公共施設の整備改善や宅地の利用の増進を図る事業です。

主な質問及び回答

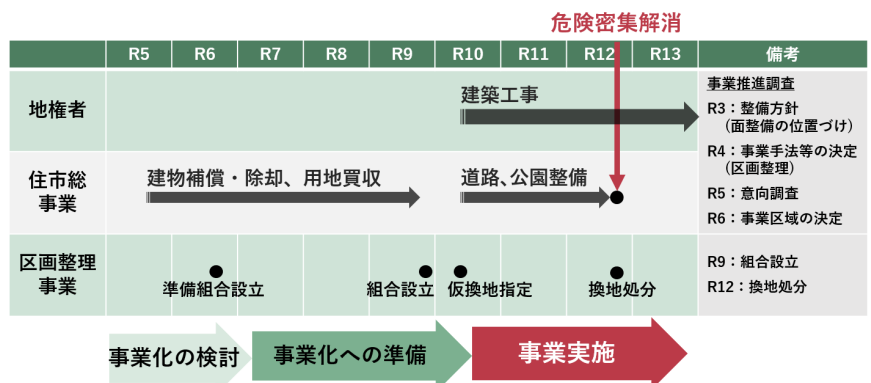
- ・土地区画整理事業区域の決定について
⇒まだ検討段階であり、今後、説明会や勉強会を重ねながら地権者の意向確認の上決定します。



- ・補償算定について
⇒全国的に統一された基準に基づき、建物調査を行った上で補償費を算定します。基本的には、次の移転先や再建築の用途がたった時点で補償を受けていただきます。

補償項目	
・建物の移転料 ・工作物の移転料 ・庭木の移転料 ・動産の移転料 ・仮住居等の使用に要する費用	・移転雑費 ・営業補償 ・家賃減収補償 ・借家人に対する補償

- ・スケジュールについて
⇒危険な密集市街地の解消は令和12年度を目標としています。当面は、令和9年度頃の土地区画整理組合設立を目指し、取り組んでいきます。



問い合わせ先

門真市まちづくり部 地域整備課 地域整備グループ 担当：山中、中野、水野、船津
電話：06-6902-6311（地域整備グループ直通） Email：tos03@city.kadoma.osaka.jp